

鳥取県型地域主権検討に係る メルクマール

(政策企画部会)

- 身近な行政は、身近な市町村（基礎町自治体）で実施
- 全ての事務を市町村（基礎的自治体）に移管した状態をベースに検討 「補完性の原則」
 - できないものは県へ
 - できないものは国へ
- スピードメリット
- ワシントン・サービス
- スケールメリット
- デモクラシー（住民が参画して意思決定する際、市町村、県、国などの段階が妥当な事務か）
- 二重行政の排除など

地域主権論点整理の着眼点・視点

政策企画総室

①スケールメリットが図られるもの

国民健康保険

介護保険

後期高齢者医療制度

②国の業務を地方に取り込むもの

国道の整備・維持管理

河川の管理

一都道府県内で完結する河川を都道府県管理に移管

保安林の指定解除（権限移譲）

国有地の管理

道路・河川関連権限移譲（地方への関与縮小）

県道路線認定・変更・廃止の大蔵協議の廃止

河川整備計画の大蔵協議の廃止

③住民目線で効率化が担保されるもの（スピード、ワンストップサービス）

職業紹介

職業訓練（国⇒県）

国の義務付けの廃止

雇用保険（国⇒県）

福祉施設の設置基準

国が標準を示し、地方が地域ごとに条例により基準を設定

生活保護（県⇒市町村）

保健指導（県⇒市町村）

障害者支援制度（県⇒市町村）

基準病床数の算定（地方への関与縮小）

全国一律の基準病床数の設定

都市計画（地方への関与縮小）

大臣協議・同意の範囲縮小

公営住宅（地方への関与縮小）

地域の特性を踏まえた整備基準の設定

公営住宅の供給目標量の大蔵協議を廃止⇒地方裁量に

農地転用 4ha 超の許可権限を県へ移譲 2 ha 超 4ha 以下の大臣協議の廃止

農業振興地域

大臣協議・同意の義務付けの廃止

(林業労働力基本計画、地域森林計画なども同様)

土地利用基本計画

国への協議、事前調整の廃止

④市町村連携・共同事務処理が効率的なもの

税の徴収業務

県道、市町村道の維持管理業務

福祉事務所設置

⑤二重行政が排除されるもの

教育委員会

人事権、給与負担の一体化

学級編制や教職員定数に関する市町村権限と責任の拡大

義務教育国庫負担金制度の一般財源化や自治体裁量権の拡大

職業訓練

県高等技術専門校とポリテクセンター

農業委員会

地域振興策で市町村と県で重複

市町村と県の重複を排除

生活保護制度

現在

- 国が、生活保護の基準を設定。(全国ベース)
- 町村部に係る生活保護は、県が実施。
- 市部に係る生活保護は、市が実施。

・スピードメリット、身近な行政主体による行政等

提案

- 国が、生活保護の基準を設定。(全国ベース)
- ←これも検討の余地あり
- 市町村の区域に係る生活保護は、市町村がそれぞれ実施。

課題

- 町村の体制(人的体制整備、財政措置)
- ↓
「対応(検討案)」
 - ・町村福祉事務所の共同設置
 - ・

職業訓練

現在

- 国が、ポリテクセンターを設置し、職業訓練を実施。
- 県は、高等技術専門校を設置し、職業訓練を実施。
→事務が重複（二重行政）しております、非効率。

・二重行政の排除

提案

- 国のポリテクセンターを県に移管し、職業訓練は、県が一元的に実施（市町村が行うことには、対象者の数等に鑑みて非効率。県が実施スケールメリットを活かし、）

課題

- 職業訓練内容の整理・人的体制の整理

「対応（検討案）」

次回 PTT に向けでの作業

- ① 県に移管する国の出先機関の業務に係る検討
(精査)
 - ・ 移管できることのある業務、移管できない業務の仕分け
 - ・ 移管できるものについては、条件、課題等
 - ・ 移管できない業務について、その理由
- ② 「地域主権論の着眼点・視点」に係る検討分野の追加等
 - ・ 上がっているものについて、課題の整理